

フランスにおける恩赦の法制史的研究（二）

福田 真希

はじめに

（一） 恩赦とは何か

（二） 恩赦の研究史

第一章 古代ローマから中世にかけての恩赦

（一） 古代ローマにおける恩赦

（二） 中世の恩赦

（三） 正義と慈悲の対立？

第二章 アンシャン・レژیーム期の恩赦

第一節 王令における恩赦

（一） 一六七〇年刑事王令のテキストの問題

（二） 一六七〇年刑事王令における恩赦

（三） 恩赦獲得までの手続き

（以上第二三六号）

(四) すべての慈悲は王より来る

第二節 神の赦しから王の恩赦へ

(一) 冤罪と恩赦

第三節 フランス王国の形成と恩赦

第三章 啓蒙の時代と恩赦

第一節 王権の翳りとパルルマン法院の抵抗

第二節 恩赦廃止をめぐる対立とイデオロギー

第三節 社会の変化と恩赦

第四章 フランス革命からナポレオン期にかけての恩赦

第一節 恩赦の廃止と復活

第二節 恩赦制度の変化とイデオロギー

第三節 新たな秩序の誕生と赦し

第五章 恩赦の近代史

第一節 法令に見る近代以降の恩赦

第二節 一九世紀の恩赦をめぐる思想

第三節 政体の変遷と恩赦

おわりに

(以上本号)

(二) 一六七〇年刑事王令における恩赦

一六七〇年刑事王令第一章は、再審を含めて八種類の恩赦の行為について規定している。一八世紀の法学者たちによれば、以下の①から③の罪刑消滅・赦免・容赦の三つは判決前に嘆願しなければならず、④以下は判決後ということになる。

① 罪刑消滅 (abolition)。この恩赦は、原則的には、死刑に相当する罪を対象とする。これは古代ローマの *abolitio* に由来しており、一般的効果を生ぜしめるもの (一般的罪刑消滅)⁽²⁾ と、ある特定の個人のみにたいするもの (個別的罪刑消滅) の二種類からなる。しかし、ローマの訴追の免除とは違って、罪刑消滅は犯罪を消滅させるので、受益者は再び訴追されることはない。また、この恩赦は、刑や罰金を免れさせるだけではなく、失われた権利や名誉も回復させた⁽³⁾。さらに、判決の前にこれが与えられた場合であれば、財産没収がすでに執行されてしまっても財産を取り戻すことができた⁽⁴⁾。

一般的罪刑消滅は、新王の聖別戴冠式や入市式などに、これらの儀礼の舞台となる町の監獄にいる囚人に与えられたり、王妃の出産を祝って与えられることが多かった。これは、あらゆる犯罪に適用することができ、また、過去にこの恩赦により解放された者も対象となった⁽⁶⁾。このような不特定多数への赦しは、反乱の平定に際して与えられることもあり、君主の政治的道具としての性格が強かった。なお、一部の文献は、聖別戴冠式などで与えられる恩赦を罪刑消滅ではなく赦免としているが、この点については後述する。

個別的罪刑消滅は、忠誠や貢献に応じて与えられる国王の好意の表れでもあった。そのため、国王の気まぐれにかなり左右されたようである。本来であれば、たとえ恩赦状が発行されても、裁判所による認可手続きを経なければ効力が生じなかったのだが、罪刑消滅の書状の認可が拒否されることはほとんどなかった (一六七〇年刑事王令

第一六章第一条⁽⁷⁾。また、国王は、決闘、予謀を伴う殺人など、恩赦の対象外とされた罪にも赦しを与えた⁽⁸⁾（第四条参照）。ゆえに、『百科全書』は、罪刑消滅は免責不可能な犯罪に与えられるとし、これは恩赦ではないと述べている⁽⁹⁾。

ところで、一六七〇年刑事王令の規定の上では、国王弑逆は免責不可能であるとされていない⁽¹⁰⁾。言うまでもなく、国王弑逆は重罪であり、攻撃を企てるだけで第一級の大逆罪に問われてしまうのに、この王令の規定に従えば、恩赦されるのである。一方、第二級の大逆罪とされている、司法官への攻撃は、一五六六年二月のムーラン王令第三四条により恩赦の対象外となっている。彼らへの攻撃が重罪とされたのは、神の徳と力である正義により人々の上に立つことを認められた国王が、彼らを入々の上に立たせたからである。したがって、彼らに与えられた損害は国王の権威をも損ねてしまう。以上から、司法官への攻撃は、王自身への攻撃を意味するとして「大逆罪」と位置づけられた⁽¹¹⁾。では、なぜ、一六七〇年刑事王令は国王自身への攻撃を恩赦の対象としなかったのだろうか。この点については、後に考察することにする。

② 赦免 (remission)。現代の恩赦研究は、主にこれを扱っている。しかし、それらの研究においては、時に remission が grace と言いかえられており、また、訳語も共に「恩赦」とされている場合があるので、これこそがアンシャン・レジームの「恩赦」であったと思われるであろう可能性がある⁽¹²⁾。しかしながら、赦免と、次の③で述べる容赦は、純粹な意味での恩赦ではない。というのは、これらは国王の恩恵により与えられるわけではないからである。一六七〇年刑事王令第一六章第二条の内容から推測できるように、赦免の書状は、国王の恩恵により与えられるというよりは法律を補うために与えられる、裁判上の書状である。また、この王令によれば、赦免と容赦の

書状は、その他の書状とは違って、大尚書局では作成されない(第五条参照)。では、これらの書状はどこで作成されたのかというと、バルルマン法院にある小尚書局であった。さらに、フォヴィオによれば、国王は、これらの恩赦を与える権限を裁判官に委任してさえた。⁽⁴⁵⁾したがって、赦免を「恩赦」と思わせるような表現には問題があると言わざるをえない。しかし、矛盾するようであるが、この表現はあながち間違いいではない。というのも、ジュースによれば、赦免はしばしば *grâce* とも呼ばれていたからだ。⁽⁴⁶⁾ジュースは、*grâce* という言葉は国王から発せられるあらゆる書状を意味すると述べてはいるが、恩赦とされる行為のうち最も頻繁に用いられたのが赦免であるので、これが「恩赦」を代表するようになったのだろう。

では、赦免はいかなる場合に得られるのだろうか。一六七〇年刑事王令の規定によれば、赦免を嘆願することができるのは、過失致死 (*homicide involontaire*) と正当防衛による殺人の場合に限られる(第二条)。効果は、刑罰のみの免除で、罪刑消滅とは異なり、失われた名誉は回復しない。だが、多くの場合、書状の中で名誉の回復が宣言されていた。没収された財産について言えば、赦免が判決前に与えられた場合は財産の返還を生ぜしめた。

ところで、過失致死とは具体的に何だろうか。『会議』で参照されている一四世紀の慣習法学者ボマノワールの『ポーヴェジ慣習法書』によると、殺人の行為には、*neutre* と *homicide* の二種類があり、*neutre* は予謀や裏切りを本質的に伴う一方、*homicide* は乱闘の末に殺してしまうことを指す。⁽⁴⁷⁾したがって、*homicide involontaire* とは、*homicide* よりもさらに殺意がない場合、たとえば、乱闘のあげく、勢い余って、誤って相手を殺してしまった場合であると考えられる。つまり、赦免は、有責性の低い殺人行為に、計画的に行われた殺人行為と同じ刑罰が与えられるのを防ぐという意義を有していた。⁽⁴⁸⁾では、過失致死はどのような時に成立したのだろうか。『会議』によると、(1) 意思に反して当該殺人行為を行った者が合法的な活動に専念していたこと、(2) なすべきことをしながら、勤勉

にそれを行っていたこと、(3) 時や場所が当該行為にふさわしい(ハン) (convenables à action) という要件を満たせば、過失致死とされた。また、殺害の意志は、行為の性質や使った手段から判断された。⁽¹⁹⁾

一方、正当防衛による殺人についてだが、ローマ法では、他に防衛の方法があった場合には裁判官の裁量により刑罰が与えられるとされていた。現代では、このような場合は過剰防衛に分類されるだろう。ローマでは、このような場合は防衛ではなく復讐とみなされるとして、⁽²⁰⁾ 刑罰が与えられていた。『会議』によれば、正当防衛は、生命だけでなく、財産や名誉の防衛であっても認められた。財産の正当防衛が認められるための要件は、侵害行為が夜間であったか昼間であったかによって異なった。まず、夜間の場合には、(ア) 盗人が財物を手にし、それを持ち去ろうとしている時で、(イ) 持ち主が大声を上げて知らせたものの、(ウ) つかまえることができなかつたため犯行に及んでしまった場合に認められる。⁽²¹⁾ 日中の場合には、(a) 盗人が武器を持って(身を守って) おり、(b) 当該財物を持ち去ったり、返却を拒否したりし、(c) その財物が安物ではない時に限って認められる。名誉を守るための場合は、(い) 名誉を守るための当然の配慮のゆえに行われたものであって、(ろ) 証人がいれば、赦免の対象となる。⁽²²⁾

しかしながら、一六七八年六月の勅令が規定するところによると、財産や名誉の正当防衛にたいする赦免は、一六七〇年刑事王令が想定している赦免には含まれない。実は、一五三九年八月のヴィレル・コトレの王令第一六八条によれば、赦免には裁判上の赦免以外にもう一種類あった。⁽²³⁾ このような赦免を恩恵による赦免 (remission de strike) という。ル・プリシエによれば、恩恵による赦免は、罪刑消滅と裁判上の赦免の中間に位置し、財産や名誉の正当防衛による殺人の他に、怒りによる殺人や酩酊状態の殺人、あるいはけんかの結果たる殺人に与えられる。⁽²⁴⁾ 一六七八年六月の勅令に戻ると、この法令は、財産や名誉の正当防衛による殺人は主権者による赦しの対象であり、これらにたいする赦免の書状は大尚書局で押印されるとしている。⁽²⁵⁾ さらに、一六八三年一月二日の国王宣言は、

裁判上の赦免は過失致死と正当防衛による殺人の場合以外には与えられないことを確認すると同時に、恩恵による赦免には、罪刑消滅と同じように、一六七〇年刑事王令第一章第一条が適用され、書状の内容が有罪証拠や証人尋問と大きく異なる場合でなければ認可するように求めている⁽⁶⁾。その後も、何度かこの分類を前提とする法令が出されたが、アンシャン・レジム末期には、過失致死や正当防衛による殺人はもはや有罪であると考えられなくなり、裁判上の赦免の重要性は低下した⁽⁷⁾。思うに、一六八三年一月二日の国王宣言以来、罪刑消滅と恩恵による赦免は同視されるようになったのではないだろうか。そう考えると、一部の文献が、国王の聖別戴冠式などで与えられる恩赦を赦免としていることにも納得がいく。

③ 容赦 (pardon)。これは、死刑には相当しないが、宥恕されえない犯罪を対象としている(第三条)。具体的には、被害者を攻撃していないうえ、予謀なくして殺人犯の一団の中にいただけであるのに殺人を犯したとされた時、父親が息子の犯罪を目にしても制止しなかった時などが挙げられる。この父親がいかなる罪に問われるのかは明らかではないが、一八世紀の注釈書によれば、上位者はその権威により下位にある者を抑えなければならぬ。したがって、妻と夫、家事使用人と雇い主などにも同様の関係が成立する⁽⁸⁾。

④ 出廷許可 (ester a droit)。これは、王への奉仕 (service) など正当な理由により裁判を欠席し、欠席裁判により有罪判決を言い渡されてから五年が経過した者を対象とする⁽⁹⁾。裁判に欠席すると、まず被告人の財産が差し押さえられて財産目録が作成され、二週間以内の出頭が命じられる。期限までに出頭がなければ、一週間後に口頭の召喚がなされる。つぎに、裁判官により検真が対質に相当するとの命令が出され、最終的には欠席裁判により判決が

下される。判決が死刑であれば似姿による執行がなされる。しかし、処刑から一年以内に被告人が出頭した場合、財産の差押えは解除され、また、それまでに売却された財産があればその分の対価が償還され、訴訟費用も減額される。さらに、処刑から一年が経過していても、五年以内に出頭し、無罪判決か財産没収を含まない判決を得た場合には、果実分を取り戻すことこそできないが、財産を返却してもらうことができる。⁽³⁰⁾五年を経過してしまうと、罰金刑や財産没収刑は確定され、もはや取り戻すことは不可能となってしまうが、この書状を得、認可手続きに入れば、その時点で当該被告人の欠席判決は消滅する。したがって、受益者は裁判を受ける権利を回復する。⁽³¹⁾ただし、罰金、損害賠償、果実分は返却されない。⁽³²⁾なお、やり直された裁判では、無罪か、原審よりも軽い判決が言い渡される傾向があった。⁽³³⁾

⑤ 追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し (*rappel de ban ou de galères*)。これはガレー船徒刑もしくは追放刑を言い渡された者を対象とする。しかし、刑罰がすでに執行されてしまった場合、嘆願するのは非常に困難であつただろう。実際、この恩赦は数自体が少なかった。また、フォヴィオによれば、この恩赦は受刑者の家族や聖職者、有力者など本人以外の者が嘆願していた。このことも本人が不在であることに起因する手続きの困難さを示しているだろう。したがって、この恩赦は、女性により嘆願されることが多かった。女性は、ガレー船徒刑の代わりに一般治療院への収容か終身追放刑を言い渡されたからである。⁽³⁴⁾

この恩赦の効果は当該刑罰の免除であるが、その際、受益者は住みたいと希望する地を伝え、その街角にて (*par quartier*) 解放される。⁽³⁵⁾さらに、特別に条項が設けてあれば、失われた名誉や財産も回復する。⁽³⁶⁾

なお、フランソワ一世 (在位一五一五年～一五四七年) はヴィレル・コトレの王令第一七〇条でこの書状を与え

ること(37)を禁止し、さらに、シャルル九世(在位一五六〇年～一五七四年)とアンリ三世(在位一五七四年～一五八九年)も、一五七三年と一五七九年の王令によってこれを踏襲したため、一時的ではあるが、この恩赦はフランスから姿を消したことがあった。

⑥ 減刑 (commutation de peine)。減刑は確定判決による刑罰を緩和した。しかし、減刑の対象は、あくまで刑罰の強度のみであり、書状に明記されていない限り、当該判決によって失われた名誉や権利も、没収された財産も回復することはない。(38) 減刑後に別の恩赦を得ることも可能で、死刑がガレー船徒刑に減刑されてから九年経過した後、さらにガレー船徒刑からの呼戻しが与えられた事例がある。(39)

⑦ 復権 (réhabilitation)。これを得た者は、名誉と権利と評判を裁判前の状態まで回復することができる。(41) しかし、書状に明示されていない限り財産は回復しない。復権を嘆願するには、受刑者が刑罰を執行された (fait fait a la peine) こと、罰金と損害賠償 (intérêts civiles) を支払い終えていることが必要だと考えられていた。(42) しかしながら、恩赦状をいくつか見る限り、réhabilitationの語(3)を用いられていないが、実質的に、復権は他の恩赦に付随する形で言い渡されていたようである。ほとんどの恩赦は、直ちに名誉の回復を導くわけではなかったが、恩赦状に受益者の名誉の回復が言及されていることがあった。したがって、恩赦を得られれば堂々と社会生活に戻ることができたと言いうことができるだろう。なお、このことは復権のみを嘆願することを否定しているわけではない。(45)

⑧ 再審 (révision de procès)。これは、重罪の場合に、パルマン法院で下された終局判決を破棄し、再度裁判を

行うことである。再審は、一六七〇年刑事王令においては恩赦の諸行為とともに規定されているが、この書状によって可能となるのはあくまで「再審」であって、書状を得たからといって必ずしも刑罰を免れられるわけではなかった。ゆえに、正確には、再審は恩赦の一種とはいえない。実際、ジュースは、王令の規定にもかかわらず、これをその他の恩赦と区別して論じている。また、一九世紀にも、ヴィオーが、再審請求は有罪判決を言い渡された無実の者が行うものであることと、この書状をもって刑罰を免れることはできないことを理由に、再審は恩赦とは異なるとしている⁽⁴⁶⁾。このように、再審はこれまで説明した恩赦と同列に置いて論ずることはできないので、本稿では、行論に必要な限りで述べていくことにする。

一六七〇年刑事王令をもって、それまでは曖昧で混同されていた恩赦の諸行為は明確な枠組みのなかに整理された(図一)。とはいえ、この王令をもって直ちに実務が改められたわけではない。一六七〇年以降も、正当防衛の建前で

種類	時期	対象	方法	効果	
① 罪刑消滅	判決の前	死刑に該当する犯罪	慶事 嘆願	一般効 特別効	罪刑の消滅
② 赦免		過失致死、正当防衛	嘆 願	特 別 効	刑罰のみの免除
③ 容赦	死刑に相当しない犯罪で、宥恕の余地がない場合	刑罰のみの免除			
④ 出廷許可	判決後	欠席裁判後5年経過した場合			欠席の事実の消滅
⑤ 追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し		追放刑、ガレー船徒刑を言い渡された場合			当該刑罰の免除
⑥ 減刑		刑罰を言い渡された場合			刑罰の強度の軽減
⑦ 復権		刑罰を受け、罰金と損害賠償を支払い終えた場合(通常は他の恩赦に付随)			名誉、市民権、評判の回復
⑧ 再審		重罪で、バルルマン法院判決がすでに下されている場合			裁判のやり直し

図1 1670年刑事王令における恩赦の分類

不適切な事例に赦免が与えられることがあり、前述の一六七八年の勅令や一六八〇年一月の勅令、あるいは一七二三年五月三日の国王宣言により制限が加えられた。⁽⁴⁰⁾ともあれ、一六七〇年刑事王令の規定がそれ以降の恩赦制度の基礎となってきたことは疑いがない。

ところで、恩赦を求める人々は、誰に嘆願したのだろうか。恩赦権が国王大権であることから、その名宛人が国王であることは容易に想像できるが、全ての嘆願状に国王が目を通していたとは考えにくい。また、恩赦状を有効にするには裁判所の認可が必要であったが、それはどのように行われていたのだろうか。(三)では、嘆願から最終的に赦しを得られるまでの手続きを概観する。

(三) 恩赦獲得までの手続き

恩赦が国王大権であるということは、国王が気分次第で刑罰を取り去ってしまうことができるということを直ちに意味するわけではない。一六七〇年刑事王令第一六章には、恩赦状は裁判所に送付されて認可を受けなければならぬとの規定がある。恩赦獲得までの手続きは、基本的にはどの書状にかんしても同じであるが、①から④の罪刑消滅・赦免・容赦・出廷許可の場合の手続き、⑤から⑦の追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し・減刑・復権の場合の手続き、そして、⑧の再審の場合の手続きの三つに分けることができる。ただ、手続きの違いが見られるのは、書状を作成し、認可する役人の側が多岐にわたる、嘆願者が種類の別に対応しなければならなかったというわけではない。

嘆願をするには、まず「命令書 (missio)」なるものを得なければならぬ。⁽⁴¹⁾これは通常、大法官やパリ大尚書局の訴願審査官もしくは国王の随員、あるいはバルルマン法院にある小尚書局から与えられる。嘆願を行うのは基本

的に罪人本人で、逮捕されて監獄の中で行う場合と、逃亡中に行う場合が考えられる。嘆願は罪人の親族、聖職者や有力者、さらには裁判官によって行われることもあった。⁽⁵⁰⁾ なお、恩赦は一身専属であるので、共犯の場合にも、あくまで嘆願は罪人ひとりひとりについて行われ、誰かが代表して全員分の嘆願をするということはできなかった。⁽⁵¹⁾ 命令書をもらうことに成功すると、嘆願者は国王公証人を前に犯罪事実を語り、それを文章にしなければならない。この嘆願状には、有力者や教区全員による推薦書が添付されることもあった。⁽⁵²⁾ また、嘆願者が裕福であった場合などには、自分で弁護士を頼むこともあった。⁽⁵³⁾

恩赦の可否はこの嘆願状に書いてあることに左右されるので、国王が当該事件について十分に理解できる程度の詳しい記述が必要である。また、過去に別の犯罪について恩赦状を得ている場合には、そのことも嘆願状に書いておかなければならない。⁽⁵⁴⁾ しかし、逮捕された被告人には嘆願状の文面をゆくり推敲している余裕などない。当時の刑事裁判では、判決の翌日には刑罰が執行されることが普通であったため、実際に有罪判決を下されてから動きはじめては手遅れで、ほとんどの場合、被告人は、裁判が始まるや否や、監獄の中で嘆願状を作成しはじめなければならなかった。逃亡した犯人が嘆願する場合は、話は別である。彼らは、時に自ら国王公証人を訪ね、嘆願状の作成を依頼した。⁽⁵⁵⁾

完成した嘆願状は、訴訟趣意書 (*mémoire*) を伴って、王もしくは国璽尚書 (*garde des sceaux*) に送付された。⁽⁵⁶⁾ 嘆願状は、国王の元に届くと、大尚書局あるいはバルルマン法院にある小尚書局の訴願審査官に振り分けられる。彼らは、司法官や検事長などに当該訴訟にかんする資料や意見を求め、國務會議に報告する。恩赦が認められれば、大尚書局で大法官が恩赦状を準備する(第五条)。ただ、赦免と容赦の場合に限っては、バルルマン法院にある小尚書局付きの小玉璽管理官が、王の名において書状を作成した。⁽⁵⁷⁾

恩赦状は羊皮紙で作成される。ここには、嘆願状の内容をもとに、事実関係や受益者の名、身分などが書かれ、貴族の場合にはそれに加えて刑罰の無効も記載される(第一条参照)。完成した書状は玉璽押捺審判会議(audience du sceau)に提出され、押印される。罪刑消滅と赦免の書状は、紙の折り目に大法官の手で「Visa (検印)」と書かれ、彼と秘書官(Secrétaire)の署名、發送年月が書かれて王令や勅令を閉じると同じ緑の封蠟で閉じられる。その他の書状には發送年月が記入されて、封印には国王宣言と同じ黄色の封蠟が用いられる。

ここまでこぎつければ、あとは交付を待つだけと思いたいところではあるが、国王はただでは慈悲を与えてくれない。書状の余白をよく見ると、税(charge)が課されているのである(第二条参照)。税は封をした翌日に課され、払わなければ恩赦状を手にすることはできなかった。たしかに、一六七〇年刑事王令は、認可に際して関係役人が礼金などを受け取ることを禁止しているが(第二三条)、これは無料で恩赦を得ることができたということの意味するわけではなかったのである。しかも、その金額は決して安くはなかった。一四世紀には高くても三二スー、一六世紀初頭までは三リーヴル(六〇スー)であったが、インフレもあって急激に値上がりし、一五一五年に始まるフランスワ一世の時代には約六リーヴルに、一五五〇年代には一〇リーヴル一〇スーになった。法令の定めるところによれば、一五六一年で八リーヴル八スー、一五七〇年では一四リーヴル八スーであった。⁽⁶¹⁾しかし、法令の規定する額は、しばしば最低額と解されており、実際にはここで挙げた価格をはるかに上回る法外な値段が付けられた可能性は大いにある。ちなみに、当時の未熟練工の二ヶ月分の賃金が六リーヴル弱で、印刷職人の一ヶ月分の給料や小間使いの持参金も同程度であったから、恩赦を得るための財政的負担はかなり重かったと言える。⁽⁶²⁾が、貧しい人々は恩赦を嘆願することができなかったというわけではなく、経済状況により免除されたり、弁護士あるいは検事が肩代わりすることもあった。⁽⁶³⁾

支払いが終わると、税額査定官 (contrôleur) が押印し、嘆願者に書状が与えられる⁽⁶⁴⁾。書状は裁判所にも送付され、認可手続きへと移る。恩赦状が貴族に与えられる場合には、犯罪があった土地のバルマン法院に(第二一条)、平民に与えられる場合は上座裁判所のある場所のバイイ裁判所もしくはセネシャル裁判所の裁判官に送付される(第一三条)。しかし、貴族の場合、私訴原告人の希望があった時や上座裁判所が最終審であった時には上座裁判所にも送付されうるし⁽⁶⁶⁾(第二一条、第一四条)、平民の場合も、上座裁判所のない地方であれば、バルマン法院の裁判官に送付される(第一三条)、書状には身柄拘束令状が添付され、これにより嘆願者が投獄されると、原判決や決定の効力が停止する(第一五条、第一七条)。だが、書状に記載された日付から三ヶ月以内にここまでこぎつけなければ、当該書状は無効となる(第一六条)⁽⁶⁸⁾。

手続きの違いが見られるのはこれ以降である。まずは①から④の罪刑消滅・赦免・容赦・出廷許可の場合の手続きを見てみよう。

書状が裁判所に送付されると、嘆願者を自宅に帰すことなく法廷での認可手続きが開始する。法廷に連れられた嘆願者は書状を提出し、続いて書記が書状を読み上げる。この時嘆願者は脱帽し剣や杖を置いて、跪いた状態でそれを聞き、内容が正しいか、その書状を利用したかを確認しなければならない⁽⁶⁹⁾(第二一条)。

ここで法廷での手続きはいったん終了し、嘆願者は監獄へ戻され、そこで尋問が行われる(第二四条)。嘆願者は、書状の提出から、尋問の後に行われる合議法廷での手続きまでの間に、私訴原告人に書状の写しを通達しなければならぬ。これを怠った場合、認可は無効となる⁽⁷¹⁾。この通達により、私訴原告人は期限を設けて召喚される(第一九条参照)。この期限は、私訴原告人が、書状の写しに書かれた事実を反論をしたり、追加の検真・対質を行ったりするために設けられたものである(第二二条)。被害者が死亡している場合には、相続人や未亡人が認

可に異議を唱えることができる。⁽⁷²⁾ 私訴原告人は、恩赦状の認可に反対することだけでなく、内密に受領者と和解し、認可を得るために協力することも可能である。⁽⁷³⁾ 検事には、有罪証拠や証人尋問により集められた情報が伝達されるが(第二〇条参照)、彼らもまた、新証拠を出して争うことができる(第二二条)。

期限が到来すると合議法廷での手続きに入る。嘆願者は、監獄からふたたび法廷に連れられ、刑事裁判では体刑が求刑された場合に使う、セレットと呼ばれる小さな椅子に座らされ(第二六条)、尋問と最終答弁を経て判決が下される。認可が下りれば、晴れて嘆願者は自由の身となる。⁽⁷⁴⁾

しかしながら、恩赦状が認可されたとしても、私訴原告人への賠償が不要になるというわけではない。加害者と被害者のみの関係からなる損害賠償の義務は、恩赦が与えられた後もそのまま存続し、弁済が完了するまで私訴原告人は受益者の釈放に反対することができた。⁽⁷⁵⁾ ここから、恩赦の効力の範囲はあくまで受益者と国家の関係に限られており、第三者には影響を及ぼさなかつたことがわかる。

ところで、恩赦を嘆願することは、自らの犯罪を認めることを前提としていると言える。ゆえに、書状が棄却されることは、有罪が事実上決定することを意味した。そのため、認可の可否は嘆願者の運命を大きく左右することになるが、何をもつてそれが決定されたのだろうか。ポイントは二つある。ひとつは、書状に書かれている内容が真実であることである。⁽⁷⁶⁾ 『会議』によれば、事実関係に相違がある時、裁判所は建言などを行わずにこの書状を棄却することが可能である。⁽⁷⁷⁾ 事実関係に相違がある場合として考えられるのは、記述の欠落(Obreption)と虚偽の記述(Fibration)である。⁽⁷⁸⁾ これらの場合について、『会議』は、一五三六年のヴァランスの王令第二章第二五条を引用して説明を加えている。この規定によれば、嘆願者は、重罪の場合に用いられる特別手続きを経て、体刑を加えられる。⁽⁷⁹⁾ しかし、一六七〇年刑事王令第一六章第一条は、書状に記載された内容が有罪証拠や証人尋問と一致しな

い場合、裁判所は建言を行うことができるとしている。さらに、一六八三年一月二二日の国王宣言は、恩恵による赦免の場合、犯罪の性質が変わってしまうほど大きな相違点がなければ認可されるとしている。これらの規定から判断するに、即座に棄却されるか建言にとどまるかは相違の程度によるのであろう。なお、この一六八三年の国王宣言は拡大解釈されたようで、事実と全く異なる内容の赦免の書状にも認可がなされるようになった。このことにより、一六八六年八月一〇日に再び国王宣言が出され、恩恵による赦免の書状の内容が行為の性質を変えてしまうほど有罪証拠や証人尋問と一致していない場合は、証人尋問にかんする新たな命令が届くまで認可手続きを延期しなければならぬと定められた。⁽⁸⁰⁾

もうひとつのポイントは、犯罪の重大さである。犯罪が免責不可能であった場合、最高諸法院は建言を、下級裁判所は大法官への進言を行うことができる。これには共謀だけであった場合や未遂であった場合も含まれる（第一条、第四条）。他にも、原判決を受け入れなかった場合や再犯の場合は、恩赦が得られる可能性が低かった。

棄却された場合には、せっかく手に入れた恩赦状は反故になり、刑罰を与えられてしまう。この時与えられる刑罰の目安は特になかったようである。⁽⁸¹⁾しかし、たとえ棄却された場合でも、下級裁判所による棄却であれば上訴の道が残されていたし、私訴原告人と検事も上訴が可能であった。上訴が提起されると、下級審から認可手続きと尋問調書がバルマン法院へ送付される（第二六条）。また、嘆願者自身も、バルマン法院に移送されて尋問を受ける。嘆願者や検事による上訴の場合、刑罰にかかわるので投獄は継続されたが、私訴原告人による場合は、損害賠償すなわち民事にかかわるにすぎないので、投獄の必要はなかった。⁽⁸²⁾逆に、上訴後に恩赦状が与えられた場合は、認可手続きはバルマン法院で行われた。

次に、⑤から⑦の追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し・減刑・復権の場合の手続きに目を移してみよう。こ

これらの書状の場合も、基本的には罪刑消滅などの場合と同じ手順がとられる。作成された書状は、花押の下に終局判決を添付して(第六条)、その判決を下した裁判官の下に送付される。認可手続は簡単で、国王検事か検事長の申し立てを経て即座に認可される(第七条)。さらに、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しに限っては、嘆願者は投獄されず、法廷に出頭する必要もなかった。⁽⁸⁾

以上が、恩赦状の認可までの基本的な流れである。

最後に、⑧の再審の書状について簡単に述べておく。この書状が得られると、訴願審査官の意見と国王國務会議による裁決とともに、当該事件の判決を下した裁判所に送付される(第九条)。両当事者は、新たな証拠をこれらの書類とともに提出することも可能である(第一〇条)。再審は、上訴の手段を尽くしてし

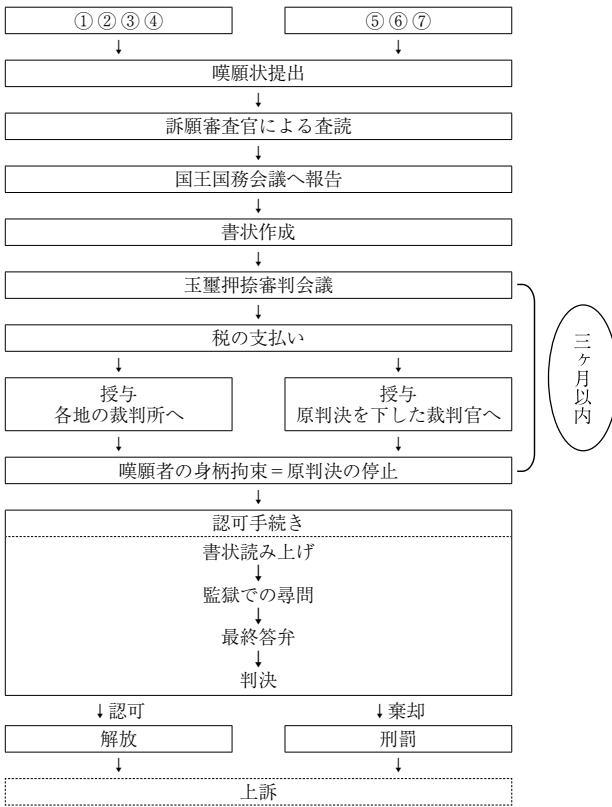


図2 恩赦嘆願から認可(棄却)までの手続き(再審は除く)

まった後に初めて可能になるので、送付先はパルマン法院をはじめとする最高諸法院である。ここで原審の内容に疑わしいことが見つければ、判決の破棄が宣言された後、別のパルマン法院に当該事件が移送され、再審が開始する⁽⁸⁾。

ここまで概観してきた手続きを図二のようにする。人々の身体を苦痛から免れさせる恩赦の権力の意義は、その対極にある、人々の身体に苦痛を与える刑罰の権力の華々しさのために見落とされがちであるが、この二つの権力は表裏一体をなしている。だからこそ、王権は、力を増すことに、諸侯の裁判権を、恩赦権もろとも奪い去っていったのである。「すべての正義は王より来る」と同時に、すべての慈悲もまた、王より来るのである。

(四) すべての慈悲は王より来る

「すべての正義は王より来る」という言葉は、アンシャン・レジームにおけるフランスの裁判秩序を象徴していない。しかし、「すべての正義」が国王に由来することが自明であれば、わざわざこのような言葉を掲げる必要がない。したがって、この言葉は、他の裁判権にたいする国王裁判権の優位をあえて主張している。一四世紀ごろから力をつけた王権は、この言葉を振りかざし、諸侯の裁判権を国王裁判権の一部として取り込もうとした。

国王以外の貴族や王妃が恩赦を与えることを明示的に否定した法令が初めて制定されたのは、イザンベールの法令集によれば、一三五八年五月一四日のことであった⁽⁹⁾。これ以降、王権は恩赦権を独占しはじめる。ところが、パルマン法院やレジストたちの後押しにもかかわらず、諸侯や教会などから恩赦権を奪うことはそう簡単にはいかなかった。一四世紀末には国王の恩赦がすべての人に適用されることが認識されていたが、それは国王が排他的な恩赦権をもつことを意味していたというわけではなく、その他の主体による恩赦は根強く存続していたのであ

る。⁽⁸⁷⁾しかし、一四九八年のプロワ王令第七〇条で、ついに、恩赦権は主権の一部と位置づけられた。⁽⁸⁸⁾さらに、その後も国王は恩赦権の独占を主張し続ける。また、一五四八年一月五日のパリ・パルマン法院判決は、教皇特使による恩赦を否定した。⁽⁸⁹⁾

ところで、先に述べたように、恩赦状は裁判所での認可を経て初めて有効となる。したがって、領主など、あらゆる権力から完全に恩赦権を奪うには、領主裁判所などの認可権にも目を向けなければならない。そこで、一四〇一年に、パリ・パルマン法院は、恩赦状の認可手続きは国王裁判所で行われなければならないことを宣言し、また、一五五八年以降、国王による恩赦の認可に領主裁判権 (*seigneurs haut-justiciers*) が反対することを何度も禁じた。⁽⁹⁰⁾ 国王も、一五三六年に罪刑消滅、赦免、容赦、そして追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しの書状の認可は最高諸法院のみにより行われるとの勅令を出した。⁽⁹¹⁾ また、一五六〇年一月には、役人が不適切な場合にも恩赦を与えてしまうことを防ぐため王令が定められた。⁽⁹²⁾

果たして、これらの努力は実を結んだのだろうか。宗教戦争の時期、一五八八年五月一二日のいわゆる「バリエードの日」には、パリが強硬派のカトリック・リーグに占拠され、国王アンリ三世はプロワを経てトゥールへ避難してしまった。国王が反政府勢力に押されて首都から逃げ出すなど、普通では考えられない。そして、国王不在のパリでは、この時のリーグの指導者であるマイエンス公が、一五八九年四月に自らの名において恩赦権を行使した。⁽⁹⁴⁾ もし、恩赦権が「主権のしるし」であるならば、これはまさに主権の篡奪である。ただ、王権にとっては幸いなことに、この混乱は長く続かず、この事件を最後に王権は恩赦権を完全に掌握することになる。⁽⁹⁵⁾

これ以後は、主に認可手続きにかかわる修正が何回も繰り返された。⁽⁹⁶⁾ これらの修正のなかで最も重要なのは、建言の問題を中心とする、裁判所との関係にかんするものである。一六七〇年刑事王令第一六章第一条は、裁判所の

建言権を明示的に認めてはいたが、その一方で、罪刑消滅の書状の場合は即座に認可することを求めていた。さらに、王権は一六七三年二月二四日に、恩赦状や法令の書かれた国王公開状にいかなる異議を唱えることも、いかなる修正を施すことも禁止し、パルルマン法院による建言も、これらの書状が無条件に登録されてからに限定する。⁽⁹⁾一六七八年六月の勅令は、犯罪の重大さに応じて最高諸法院が建言をなすことを再び認めはしたが、前述のように、この勅令は恩恵による赦免の概念をもちだしてパルルマン法院にある小尚書局による赦免を限定し、主権者による赦しの枠をより広いものとした。一六八三年一月二二日の国王宣言も、恩恵による赦免を罪刑消滅の場合と同様に扱うことを求めた。これらの法令により、裁判所が恩赦にかかわる余地はかなり少なくなったと言える。さらに、一七六二年には、国王国務会議裁決により、宮内庁判事 (*prévôt de l'Hôtel*)⁽⁸⁾ が、その管轄区であるヴェルサイユ宮殿の周囲一〇キロ内の事件にかんする恩赦状の認可の権限を与えられた。国王国務会議裁決は、通常の法令と異なり、パルルマン法院による登録を経ずして効力を有し、法院による王権への反発に対抗するために用いられたことをかんがみると、この裁決の意図は明らかである。

こうして、王権はまず、諸侯など他の権力から巧みに恩赦権を奪い、恩赦権を独占すると、次は恩赦の決定を覆されることがないように、認可手続きを形骸化させた。国王以外の者が恩赦を与える可能性を考慮しなかった一六七〇年刑事王令が成立したのが、絶対王政の絶頂期であるルイ一四世の時代であったことは単なる偶然ではないだろう。もはや、国王以外の誰も恩赦の権利を有してはいない。かつて神の恩寵であった恩赦は、国王の恩恵となるのである。

注

- (1) ただ、これは原則であつて、罪刑消滅は終局判決の後でも得ることがある。Jousse, Daniel, *Traité de la justice criminelle en France*, t. 2, Paris, 1771, p. 406.
- (2) ジュースによれば、一般的罪刑消滅は大赦 (amittie) とも呼ばれる。Ibid., p. 409. それにたいし、フォヴィオは、宗教的平和の構築などのために、法令の形で与えられるものを大赦としている。実際、フロンドの乱の時期などに「大赦」の文字を掲げた法令が制定されている。Foviaux, Jacques, *La rémission des peines et des condamnations. Droit monarchique et droit moderne*, Paris, 1970, pp. 69-76. 大赦の文字を掲げた法令は、たとえば Isambert et al. (éd.), *Recueil général des anciennes lois françaises: depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, t. 17, Paris, 1829, pp. 295-299.
- (3) ただ、セルピヨンによれば、罪刑消滅は必ずしも名誉と財産を回復させるとはうわけではなく、回復の可否は国王の裁量にある。Serpillon, François, *Code criminel, ou commentaire sur l'Ordonnance de 1670*, Lyon, 1767, p. 746.
- (4) Le Poulichet, Guy-François, *Le droit de grâce dans les trois derniers siècles de l'Ancien Régime*, Thèse présentée en vue de l'obtention du doctorat en droit, Paris, 1956, p. 108.
- (5) ただ、一六一二年のバリ・バルルマン法院判決は、入市式における恩赦の場合には、通貨偽造、殺人など一部の重罪は対象外とみるとしている。Semet, Ernst, *Le droit de grâce*, Thèse pour doctorat ès-science politique et économique de l'Université de Toulouse, Toulouse, 1901, p. 83.
- (6) たとえば、詩人フランソワ・ヴィヨンは、一四五六年一月の王女マリー・ドルレ안의誕生の時と、一四六一年の国王ルイ一世の即位の時の二回、一般的罪刑消滅により釈放されている。Ibid., p. 82. *Nouvelle biographie générale, publié par MM. Firmin et Didot frères*, t. 45, Paris, 1866; réimpression, Copenhagen, 1969, pp. 224-228. 宮下志朗『ヴェイヨン』『大小の遺言書』隠語詩

編ならびにバラッド』より」『図書』第七二〇号、二〇〇九年二月も参照。

(7) 以下、かつこ内の条文数は一六七〇年刑事王令第一章を指す。

(8) ただし、免責不可能な犯罪に恩赦が与えられても直ちに無効とはならない。実際、ルイ一四世は主令の規定に反することを宣言しつつ、このような犯罪にも赦しを与えていた。Bornier, Philippe, *Conférences des ordonnances de Louis XIV, roy de France et de Navarre, avec les anciennes ordonnances du royaume, le droit écrit & arrêté, enrichies d'annotations et de décisions importantes*, t. 2, Paris, 1737, p.236; Le Poulichet, *op. cit.*, p. 17.

(9) *Encyclopédie, ou, Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers, par une société de gens de lettres, mis en ordre & publié par M. Diderot; quant à la partie mathématique par M. D'Alembert*, Paris, 1751-1780; réimpression, New York, 1969. 第一巻「三〇〇—ジ」のabolitionの項目(著者トゥッサン)には罪刑消滅は恩赦ではないと書かれているが、第七巻「八〇三—ミー」のgrâce(著者ブシェ・ダルジ)の項目は罪刑消滅を恩赦に含んでいる。

(10) パルルマン法院判決を見ると、一六一〇年八月三〇日に大逆罪、通貨偽造、男色、親族殺(parricide)、強姦、陰謀、公金横領、汚職(peculat)、偽造(faulxtez)などが王妃の入市式での恩赦の対象外とされている。Bornier, *op. cit.*, p. 236. また、ジュースによれば、一六七〇年刑事王令第一章第四条の規定する犯罪以外にも、神と王にたいする大逆罪、男色、親族殺、毒殺が免責不可能である。Jousse, *op. cit.*, t. 2, p. 406.

(11) 第一級の大逆罪には、王、王子と王女(nos Enfants)、および王の子孫(Pollénie)もしくは王国(République de notre Royaume)にたいして陰謀を企てること、反政府的な結社を結成しまたは加盟することなどがあがる。Code pénal, ou Recueil des principales ordonnances, édits et déclarations, sur les crimes et délits, 2e éd., Paris, 1755, pp. 43-48.

(12) Bornier, *op. cit.*, p.240; Isambert al. *op. cit.*, t. 14, p. 198.

- (13) Bornier, *op. cit.*, p. 240.
- (14) たぐえば、Gauvard, Claude, *Grâce et exécution capitale: les deux visages de la justice royale française à la fin de Moyen Âge, Bibliothèque de l'École des chartes*, t. 153, 1995 (轟木広太郎訳「恩赦と死刑—中世末期におけるフランス国王裁判の二つの相貌—」(服部良久編訳『紛争の中のヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、二〇〇六年、所収)。また、N・Z・デーヴィス『古文書の中のフィクション—一六世紀フランスの恩赦嘆願の物語—』成瀬駒男・宮下志朗訳、平凡社、一九九〇年は *remission* を恩赦と訳している。
- (15) Foviaux, *op. cit.*, p. 76.
- (16) Jousse, *op. cit.*, t. 2, p. 377.
- (17) Bornier, *op. cit.*, p. 237; Beaumanoir, Philippe de, *Coutumes de Beauvaisis*, texte critique publié avec une introduction, un glossaire, et une table analytique par Am. Salmon, t. 1, Paris, 1899-1900, pp. 429-430. ボマノワール『ボヴェジ慣習法書』埜浩訳、信山社、一九九二年、三三二ページ。厳密に言うところ、*meurtre* は夜間の謀殺のことである。傷害を含む、これ以外の、憎しみによる加害行為は *trahison* と呼ばれる。
- (18) 誰かを殺害しようとして、人違いにより別人を殺害してしまった場合は赦免の対象とならないが、狩などで動物を殺そうとして誤って人間を殺してしまった場合は赦免の対象となる。Jousse, *op. cit.*, t. 2, p. 378. また、妻や娘の姦通により名誉を棄損されて苦痛が耐えがたい場合や、夫が密通の現場を押さえ、妻や愛人を殺害した場合にも赦免は認められる。Davis, Natalie Zemon, *Fiction in the Archives: Pardon Tales and Their Tellers in Sixteenth-Century France*, Stanford, 1987, p. 95. デーヴィス前掲訳書「一七九ページ。しかし、妻が同様にして夫の姦通に復讐した場合は赦免が認められず、妻が死刑に処せられる。Farnacius, Prosperus, *Praxis et theoria criminalis*, 1616, quæst. 121, n. 121, cité dans Jousse, *op. cit.*, t. 3, p. 492.

- (19) *Bornier, op. cit.*, p. 234.
- (20) この部分の原文は、*non ad defensionem, sed ad vindictam homicidium perpetratum cenetur* である。Bornier, *op. cit.*, p. 234.
- (21) ジュースは、夜盗が家に侵入した場合には、その夜盗を殺害してしまっても刑罰は与えられず、したがって恩赦を求める必要もないと言っている。Jousse, *op. cit.*, t. 3, pp. 500-501.
- (22) Bornier, *op. cit.*, p. 234. 「名譽を守るための当然の配慮のゆえに」という部分の原文は、*cum moderamine inculpatae tutelae honoris* である。
- (23) Isambert et al., *op. cit.*, t. 12, p. 635.
- (24) Le Poulichec, *op. cit.*, p. 85.
- (25) Jousse, Daniel, *Nouveau commentaire sur l'Ordonnance criminelle du mois d'Aoust 1670*, Paris, 1763, p. 323.
- (26) Bornier, *op. cit.*, pp. 231-233; Isambert et al., *op. cit.*, t. 19, pp. 436-437. 書状と有罪証拠などが大きく異なる例としては、予謀を伴う殺人を犯した者が予謀の事実を隠して恩赦を嘆願した場合が挙げられる。Serpillon, *op. cit.*, p. 754. なお、セルピヨンはこの国王宣言の日付を一月二〇日としているが、本稿では『会議』に従い、一月二二日とした。voir *Ibid.*, p. 749.
- (27) Le Poulichec, *op. cit.*, p. 13.
- (28) Jousse, *Commentaire*, p. 324; Serpillon, *op. cit.*, pp. 764-765.
- (29) 罰金の寄託 (*confignation*) を避けるためや他の裁判管区で裁判を受けるためなど、正当な理由があれば、欠席から五年経たないうちにこの書状を得ることも可能である。Jousse, *Traité*, t. 2, p. 410.
- (30) 埜浩「ルイ一四世「刑事王令」(一六七〇年) 訳」(埜浩『フランス刑事法史』信山社、二〇〇〇年、所収) 六五一・六五七ページ。石井三記『18世紀フランスの法と正義』、名古屋大学出版会、一九九九年、六六一・六七二ページ。

- (31) Rousseaud de la Combe, Guy, *Traité des matières criminelles, suivant l'ordonnance du mois de août 1670 & les édits, déclarations du roi, arrêts et réglemens intervenus jusqu'à présent*, Paris, 1768, p. 281.
- (32) Jousse, *Traité*, t. 2, p. 410.
- (33) Le Pouliche, *op. cit.*, p. 92.
- (34) Foviaux, *op. cit.*, p. 84, note 4.
- (35) *Ibid.*, p. 85.
- (36) Jousse, *Traité*, t. 2, p. 411.
- (37) Isambert et al., *op. cit.*, t. 12, p. 635.
- (38) Legoux, Jules, *Du droit de grâce en France comparé avec les législations étrangères: commenté par les lois, ordonnances, décrets, lettres patentes, déclarations, édits royaux, arrêts de parlements, de la Cour de cassation et de cours impériales, avis du Conseil d'État, décisions et circulaires ministérielles, instructions de l'administration de l'enregistrement, etc., depuis 1349 jusqu'en 1865*, Cotillon, 1865, p. 136.
- (39) 財産没収を伴う刑罰がそれを伴わない刑罰に軽減された時には、財産は没収されない。Jousse, *Traité*, t. 2, p. 414.
- (40) Le Pouliche, *op. cit.*, p. 103.
- (41) 「評判」の回復は、名誉が重んじられていた当時の社会において、共同体への復帰を果たすために必要であったと考えられる。なお、一七九一年刑法典第一篇第八章第六条、第七条は復権の儀式について規定しているが、ここでは受益者の品行に非の打ち所がないことをもって罪の汚点 (*tache de son crime*) が消滅することが宣言される。
- (42) Jousse, *Traité*, t. 2, p. 415。しかし、ルソー・ド・ラ・コンブは、没収前であれば財産は裁判以前の状態に回復されるとしてい⁹²。Rousseaud de la Combe, *op. cit.*, p. 282.

- (43) Jousse, *Traité*, t. 2, p. 415.
- (44) voir Foviaux, *op. cit.*, pp. 142-152, planche I-IV.
- (45) たとえば、加辱刑により職務を停止された役人が再び仕事を得るために嘆願した。Le Poulichec, *op. cit.*, pp. 106-107.
- (46) Vraud, Jean, *Le droit de grâce à la fin de l'Ancien Régime et son abolition pendant la Révolution*, thèse pour doctat ès droit de l'Université de Paris, Paris, 1906, p. 32.
- (47) Le Poulichec, *op. cit.*, pp. 57-58.
- (48) Davis, *op. cit.*, p. 8. デーヴィス前掲訳書、二〇一三二ページ。
- (49) Davis, *op. cit.*, p. 7. デーヴィス前掲訳書、一八・一九ページ。
- (50) たゞ、ANNAD III 9 (234) cité dans *La justice et histoire. Sources judiciaires à l'époque moderne (XVIe, XVIIe, XVIIIe siècles)*, Ouvrage dirigé par Benoît Garnot, Breal, 2006, pp. 261-262. には「家事使用人による窃盗 (vol domestique) の罪に問われた小間使いのために助祭が恩赦を嘆願してやる場面がある。」
- (51) Foviaux, *op. cit.*, p. 67.
- (52) Andrews, Richard Mowery, *Law, magistracy, and crime in Old Regime Paris, 1735-1789*, v. 1, The system of criminal justice, Cambridge, 1994, p. 398.
- (53) Davis, *op. cit.*, pp. 16-17. デーヴィス前掲訳書、三三・三三二ページ。
- (54) Bornier, *op. cit.*, p. 229; Jousse, *Traité*, t. 2, p. 384.
- (55) Davis, *op. cit.*, p. 20. デーヴィス前掲訳書、三九ページ。
- (56) かつて、嘆願は「門前集会 (plaids de la porte)」においてなされていたが、近世になると書面の形で行われることが多くなり、

- ルイ一四世の時代には、毎日国王がミサから帰った後に嘆願状 (placet) を集めることになった。Krynen, Jacques, *L'idéologie de la magistrature ancienne*, Paris, 2009, p. 27; Le Poulichet, *op. cit.*, p. 30.
- (57) Sernet, *op. cit.*, p. 87. マンドリュースによれば、書状を作成するのは国王秘書官である。Andrews, *op. cit.*, p. 398.
- (58) Le Poulichet, *op. cit.*, p. 58.
- (59) Sernet, *op. cit.*, p. 88. 『公議』は、裁判上の書状の場合は黄色、それ以外の場合は緑色の封蝋を用いるとしているが、フォヴィオの提示した資料によれば、これは正しくなく、Bonnier, *op. cit.*, p. 231; Foviaux, *op. cit.*, pp. 142-144, planche I. なお、緑の封蝋には恒常的な効果という意味が、黄色の封蝋には一時的効果という意味があった。Michaud, Hélène, *La grande chancellerie et les écritures royales au XVII^e siècle*, Paris, 1967, p. 212.
- (60) この「税」は、登録料 (droit de sceau) に相当する。本稿における訳語は、原語の意義を考慮し、また、ル・プリシエがこれを *taxe* とするは *droit* と言い換えていることを受けたものである。Le Poulichet, *op. cit.*, pp. 58-59, voir aussi Sernet, *op. cit.*, pp. 88-89.
- (61) ただし、容赦に限っては一五六一年の時点で五七スー、一五七〇年では一一四スーであった。Sernet, *op. cit.*, pp. 88-89.
- (62) vide Davis, *op. cit.*, pp. 10, 153, note 14. デーヴィス前掲訳書「二二七・二三四・二三五ページ」注一四参照。Gauvard, Claude, *《De grace especial》 Crime, état et la société en France à la fin du Moyen Age*, Paris, 2010, p. 69.
- (63) Foviaux, *op. cit.*, p. 67.
- (64) Le Poulichet, *op. cit.*, p. 59.
- (65) Andrews, *op. cit.*, p. 398.
- (66) 一七三二年二月五日の国王宣言第二二条により、貴族の行った犯罪の最終審は上座裁判所では行えなくなり、第一四条は死

文化した。Jousse, *Commentaire*, p. 335.

(67) 一七〇二年五月二九日と一七二三年五月二二日の国王宣言により、平民にたいする恩赦状は、犯罪の場所を管轄するバイイ裁判所あるいはセネシャル裁判所の裁判官へ送付されることとなった。Serpillon, *op. cit.*, p. 784.

(68) ただ、三ヶ月以内に認可手続きに入れなかった場合でも、期限切れの取り消しの書状 (*lettres de furanation*) を得ていた時には、期限到来後にも認可手続きをすることが可能であった。Jousse, *Traité*, t. 2, p. 376.

(69) 受益者が精神異常の場合には後見人が代理する。Jousse, *Commentaire*, p. 341; Sermet, *op. cit.*, pp. 96-97. また、犯罪の時点で精神に異常があつた場合は、大逆罪など一部の重罪を除いて刑事責任を問われることはなく、対質前に精神異常が発覚した場合は、手続はそこで中断する。異常が生じたのが審理の後であれば、死刑以外の刑罰にとどまり、死刑判決後の異常であれば、死刑は執行されな⁵。Mayart de Vouglans, Pierre-François, *Institutes au droit criminel, ou Principes généraux sur ces matières, suivant le droit civil, canonique, et la jurisprudence du royaume, avec un Traité particulier des crimes*, Paris, 1757, pp. 75-79.

(70) 嘆願者が、恩赦を得ることで自分が不利を被ると考えた場合は、書状の取得に自分がかかわっていないなどと主張し、恩赦状の利用を拒否することも可能である。Serpillon, *op. cit.*, p. 795.

(71) ただ、出廷許可の場合は、嘆願者が書状を法廷に提出することも、私訴原告人に通達を行うことも不要である。Jousse, *Traité*, t. 2, p. 411.

(72) *Ibid.*, p. 398

(73) Serpillon, *op. cit.*, p. 792. セルピヨンは、「証拠を弱めるために嘆願者と協同する」ことが認め⁶ (pourroit... travailler de concert avec l'impétrant pour affoiblir les preuves) として述べ⁷ている。

(74) 解放後、嘆願者が元の生活に戻るためには恩赦の事実を人々に周知させる必要があるが、これまでの研究のほとんどはこの

- ことについて多くを述べていない。大尚書局にかんするミシヨールの研究によれば、書状一般は、登録された後、国王公証人により署名された正本と一致する写し (*copie certifiée conforme*) をもって周知されることが一般的で、尚書局あるいは裁判所の保証の下真正の写し (*copie authentique*) を正式に交付する *vidimus* と呼ばれる伝統的な方法も用いられていた。おそらく、恩赦状の場合も同様になっていたのではないだろうか。Michaud, *op. cit.*, pp. 382-383.
- (75) Sennet, *op. cit.*, pp. 99-100.
- (76) Bonnier, *op. cit.*, p. 228.
- (77) ただ、赦免の場合、仮に記述の欠落があったとしても、嘆願者は、三ヶ月以内に国王から補充の書状 (*lettres d'ampliation*) を得れば刑罰を免れることが出来る。Serpillon, *op. cit.*, p. 754.
- (78) Bonnier, *op. cit.*, p. 229. 条文には検真・対質が行われることしか書かれていないが、これは検真・対質、そして拷問を含む特別手続に持ち込まれることを意味する。なお、特別手続が用いられたのは、たとえ対象となっている罪が重大でなかったとしても、認可が拒否されたことをもって重罪扱いになったということではなく、恩赦の対象となる犯罪が基本的に殺人などの重罪であったことを意味するにすぎないと思われる。
- (79) この間も嘆願者は継続して収監される。命令は検事長もしくはそれに代わる人物が書状と共に大法官に送付する。Bonnier, *op. cit.*, p. 233.
- (80) Davis, *op. cit.*, pp. 141-142, Appendix C. テーヴィス前掲訳書、二一八・二二二ページには一三の事例が掲載されているが、与えられた刑罰の幅にはむらがあり、最も軽い事例では、死刑判決が当該バイイ裁判所管区からの三年間の追放に減刑されている。
- (81) Le Poulichec, *op. cit.*, p. 78.

- (82) *Ibid.*, p. 67.
- (83) ただ、書状に記述の欠落や虚偽の記述が含まれていないかの確認をすることが禁止されているわけではない。Jousse, *Commentaire*, pp. 327-328.
- (84) Jousse, *Traité*, t. 2, p. 412.
- (85) *Ibid.*, pp. 789-791; *Œuvre de Pothier, rédigée par Siffrein et al.*, t. 14, Paris, 1821-1824, pp. 577-578; Jousse, *Commentaire*, p. 331.
- (86) Isambert et al., *op. cit.*, t. 5, pp. 15-16.
- (87) Le Poulichec, *op. cit.*, pp. 7-8.
- (88) Isambert et al., *op. cit.*, t. 11, p. 353.
- (89) Semet, *op. cit.*, p. 72.
- (90) Legoux, *op. cit.*, p. 129.
- (91) Semet, *op. cit.*, pp. 71-72.
- (92) Isambert et al., *op. cit.*, t. 12, p. 506.
- (93) *Ibid.*, t. 14, p. 83. また、一五四八年に、パリ・パルルマン法院判決も、マレシヨセのブレヴォ裁判官が恩赦状の認可手続きに介入することを禁じている。Legoux, *op. cit.*, p. 133.
- (94) Legoux, *op. cit.*, p. 250; Semet, *op. cit.*, p. 73. この時の恩赦状の名義は「シャルル、マイエンス公でありフランス王国 (l'État et royaume de France) 同輩衆かつ総代行官」であった。
- (95) Semet, *op. cit.*, p. 73.
- (96) voir Legoux, *op. cit.*, p. 151.

⁹⁷⁾ Isambert et al., *op. cit.*, t. 19, pp. 70-73.

⁹⁸⁾ Legoux, *op. cit.*, p. 151.

第二節 神の赦しから王の恩赦へ

近代的主権概念をはじめて定式化したボダンは、『国家論』(一五七六年)において、恩赦を「主権の第五のしるし」と位置づけ、主権者以外の者が恩赦権をもつことを批判している。ここからわかるように、主権と恩赦には密接な関係がある。一方、ボダンによれば、刑罰権は主権のしるしに含まれない。主権者自ら与えなければならぬのは赦しだけで、刑罰は司法官に与えさせてしまっても何ら問題はないし、むしろそうするべきだといっているのである。これはなぜだろうか。フーコーは『監獄の誕生』で、王権は華々しい身体刑を通じてその力を増幅させると述べた。¹⁾ それなのに、なぜ、刑罰権ではなく恩赦権が主権のしるしなのだろうか。しかし、考えてもみよう。今まさに命を奪われんとする死刑囚のところに通の書状を手にした国王の使者が駆け寄ってきたら、処刑を見物しに来た人々は何と思うだろうか。とくに、罪人自身はこの慈悲を神の慈悲とまで思うであろう。王権の狙いは、そこにあった。つまり、王権は、処刑の儀式と恩赦を組み合わせることで、神と自らを合一させようとしたのである。

(一) 冤罪と恩赦

前近代のフランスでは、あらゆる犯罪に頻繁に死刑が用いられていた。死刑の方法には、四つ裂き、火あぶり、

車刑など、非常に残酷なものもあったが、一般的に多く用いられていたのは絞首刑である。死刑を言い渡された受刑者は監獄で最後の一夜を明かし、翌日粗末な車に乗せられて処刑台へと連れられる。刑場へ到着し、死刑執行者が仕事を始める直前に、罪人は聴罪司祭に慰めの言葉をかけられ、いとま乞いをする：このようなドラマティックな処刑は、見せしめにより犯罪を予防するという効果だけでなく、犯罪によって傷つけられた共同体秩序を再建し、人々の前に権力の重々しき、臣民の身体にたいする王権の絶対的な優位を可視化し、その正当性を再提示するという狙いもあった。そうすると、もしこの裁きに間違いがあったとしたら、共同体秩序は再建されるどころか再び混乱し、権力の正当性が崩壊することにはならないだろうか。それとも、無実を訴える者の声は無視され、犯罪者の汚名を着せられて身体刑の餌食となるしかなかったのだろうか。

実は、アンシャン・レژیームにも冤罪事件は存在した。これは「生ける正義」であり「正義の源」でもある国王の名の下に行われた裁判にも間違いがあり、しかもそれが他人の手によって明らかになったということの意味する。その有名なものとしては、一八世紀後半のカラス事件など、啓蒙期の刑法改革への動きにつながった例も挙げられる。しかし、それ以前の時代にも、冤罪が、しかも処刑が完了する前に、明らかとなった事例が見られた。ただし、それはかっこつきの「冤罪」であるけれども。

この点で興味深いのが「司法の奇跡 (miracle judiciaire)」と呼ばれる現象である。これは、処刑がうまくいかず受刑者が生還することを指す。処刑が失敗した理由として、死刑執行人が首に縄をかけ損ねたことや木製の絞首台がすでに腐っていて折れてしまったことなどがあるだろうが、人々の目には、間違った判決が下されたために神や聖母、あるいは聖人たちが受刑者を助け、人間の裁判の過ちを晴らしたと映った。すなわち、不完全な人間の誤った裁きに神の裁きが割って入ったのである。ゆえに、このできごととは、その点においては神判に近いものであった

といえる。しかしながら、「奇跡」は誤った判決の後に神が介入するという点で、神判とは異なっていた⁽³⁾。そのため、この慣習は神判が姿を消しても存続し、一八世紀後半まで議論の対象となっていた。また、一六世紀や一七世紀には、この主題を扱った書物がいくつか出版されているし、有名な法学者たちもこの概念に考察を加えている⁽⁴⁾。

したがって、この現象を分析することは、当時の赦しの根底として社会に共有されていた思想を明らかにすることを意味する。では、具体的に、いかなる状況において「奇跡」は認められたのだろうか。また、ここで明らかにされる神の意思は、国王の意思にいかなる影響を与えたのだろうか。そして、「生ける正義」である国王の判断は無謬であるはずではなかったのだろうか。実際に事例を検討してみよう⁽⁵⁾。

一五二八年九月一九日土曜日、パリのセーヌ川左岸にあるモベール広場で、アンジェ出身の二一歳の青年が、無実を主張していたにもかかわらず、絞首刑に処された。彼が車に乗せられ、監獄を出たのは午後三時のことであった。刑場に到着すると、聴罪司祭と人々が讚美歌サルヴェ・レジナを歌って、彼の死を見届けようとしていた。そして、彼の首に縄がかけられた。しかし、この時「奇跡」が起こった。彼は首を絞められても死亡しなかったのである。ところが、「亡殻」として絞首台から降ろされて荷馬車に積まれた青年が片足を高く挙げ、息をしているのを見た執行人の助手(vallier)はとどめをさそうとしてその腹部を蹴飛ばし、ナイフを出してのどを切ろうとした。その時、間一髪で「これが奇跡だとわからないのですか」と、一人の貧しい女性が声を上げる。一命を取り留めたこの受刑者は、カルメル会教会にあるマリア像の前に運ばれた。そして、彼は暖炉の前のベッドに寝かされ、瀉血saignée (rit saigné)、飲み物と聖油の塗布を受けた。翌朝気がついた彼は、ほんのわずかだが食事をとることができ、二日後には記憶を取り戻した。当時の日記によれば、このできごとは、彼が日頃から帰依していた聖母のご加護によるものであった。

生還した青年は国王フランソワ一世のところに連れられ、この事件のことを話すよう求められた。国王は、「輝かしい聖母、すなわち神の母」を理由に、九月二十六日にこの青年に恩赦を与えた。国王も「奇跡」を認めただのである。先に述べたように、「司法の奇跡」は人間の裁判で生じた過ちを、神が判決の後に修正することを意味していた。よって、「奇跡」が起きたということは、その死刑判決が間違つて与えられたことを示していると言える。そうであれば、彼が処刑される理由はもはや存在せず、彼を「罪人」のままにしておくことは認められない。そのため、「奇跡」の後に国王は恩赦を与えたのである。ところで、この事例では、「奇跡」の後、パルルマン法院が青年を警備するために役人をおよそ二週間派遣している。つまり、裁いた張本人であるパルルマン法院もまた、自らの誤審と、人の裁きにたいする神の裁きの優位を認めているのである。

一五八九年のブルターニュでも似たような事件が起こっている。受刑者の女性は嬰兒殺の罪に問われていたが、彼女は容疑を否認し続けていた。結局、絞首刑は執行されたものの、彼女は三日間死亡せずに生き延び、最終的に恩赦を得た。⁷⁾ブルターニュの事件を伝えた出版物のひとつは、「奇跡」が司法にたいし慎重になるように戒めたのだと述べた。⁸⁾以上の事例から、人々にとって、人の裁きと神の裁きは別個の存在であり、前者には誤りが当然ありうる一方、後者は絶対的に無謬であつたということがわかる。

もちろん、処刑が失敗すればすべて「奇跡」とみなされるのではない。バステイアンは「奇跡」の要件として、(1) 処刑が偶然中断されること(2) 被告人が犯罪を自白しないこと(3) 処刑に集まった人々が率先して受刑者の救いを求めることの三つを挙げている。⁹⁾しかし、人々の側から神の「奇跡」が主張されるのであれば、神の意思を盾に臣民が国王の判断に逆らうこともありうるのではないか。このようなことは、国王にとっては受け入れがたい。それでは、自らの裁きを絶対化するためにはどうすればよいだろうか。国王の裁きを、神の裁きと一体化させてしま

えばよいのである。

しかし、神の裁きを標榜するもうひとつの權威が存在した。教会である。この時教会の勢力は世俗勢力に劣っていたが、宗教にかんする事件の管轄やアジール権を維持していた教会裁判権は国王裁判権からの独立を守っていた。しかし、先に述べたように、かねてから国王以外の恩赦を否定する立法がしばしば出されており、一五三九年には、ヴィレル・コトレの王令によりアジールの存在は否定され、一五六三年からは教会裁判権の管轄も狭められてしまった。⁽⁴⁰⁾ もはや教会は、宗教秩序を独占的に支配することができなくなってしまうたのである。

ちょうど同じころ、訴訟手続きにも変化が生じていた。中世までの訴訟は、現在でいう民事訴訟のように、原告が被告を訴えることで開始し、両当事者が平等な立場で争う形をとっていた。しかしながら、王権が伸長するに従って訴訟手続きは徐々に職権主義化し、一六七〇年刑事王令では、かつては例外的と位置づけられていた糾問が主たる手続きと位置づけられるに至った。裁判官が訴追から判決に至るまで主導権を握るこの手続きにおいては、被告人が無実を主張するチャンスはほとんど失われた。人々は、ひとたび嫌疑をかけられると、仮に真犯人が別にいたとしても、尋問や拷問により自白を強要された。つまり、この手続きにおいては、裁判に誤りなど絶対に生じえない。こうして、「司法の奇跡」は姿を消した。今や、罪人の命は、国王が独占する「殺す (*faire mourir*)」か、生かしておく (*laisser vivre*) 権利」に委ねられるのである。⁽⁴¹⁾

もちろん、以上のことは恩赦が与えられなくなったことを意味するわけではない。しかし、裁きを下す国王こそが正義の源泉なのであるから、恩赦が与えられる根拠はもはや裁判の誤りではなかった。このことを明らかにするため、バステイアンは一六二五年にデジョンで起きた、かつての「奇跡」を思わせるべきことを紹介する。この事件の主役は二二歳の高貴な女性で、彼女は嬰兒殺により斬首刑を言い渡されていたものの、一貫して容疑を否認

していた。処刑の日、刑場ではイエズス会やカプチン会の人々が「イエス！マリア！」と叫び、野次を飛ばしていた。この声に執行人は集中力を乱されたのか、処刑は一回では成功せず、彼は何度も自分の仕事を行おうとした。それでも彼女を殺すことができず、執行人が失敗するにつれて野次を飛ばしていた人々の怒りは増し、とうとう彼は逃げ出さざるを得なくなった。そこで、執行人の妻が代わりにを務めようとしたが、人々は石を投げ、最終的には執行人夫妻を殺害してしまった。一方、受刑者の女性は医者に運ばれて一命を取り留め、最終的に恩赦を得た。⁽¹²⁾ たしかに、この事例にも前述の三要件が見て取れる。しかしながら、バステイアンは、一六世紀の事例との決定的な違いを指摘する。この女性は、無実とはみなされなかったのである。さらに、この恩赦の根拠は「輝かしい聖母」ではなく、王権だった。⁽¹³⁾

一七世紀の恩赦は、受刑者が「死の恐怖とそのうえ彼女「受刑者」が耐えた責め苦によりすでに罪を償った」から、あるいは「とても謙虚に嘆願した」からという理由で与えられた。⁽¹⁴⁾ 以前は神に赦しを求めることで「奇跡」が起きたのだが、今や、処刑の際に「奇跡」を願うことは、たとえそれが無実の者の願いであったとしても、「非常に横柄な言動」にすぎない。⁽¹⁵⁾ 恩赦はあくまで国王に赦しを求めることによってしか与えられないのである。さらに、前述のように、赦しを乞うということは罪を認めたことを意味するので、国王の恩赦は、「奇跡」のように、国王の正義の無謬を傷つけるものではない。

国王に赦しを求める場面は恩赦嘆願以外の場所でも見られる。死刑を言い渡された者は、通常、付加刑として、公然謝罪刑を与えられていた。この刑罰は、処刑場へ向かう途中で「神と国王と正義」に赦しを求めるというものである。公然謝罪を行う際も、恩赦状の認可の際と同様に、赦しを乞う者は脱帽し、跪かなければならなかったのだが、公然謝罪は、一四世紀末ごろから赦しと結びつけられるようになっていった。⁽¹⁶⁾ このことは、臣民の「赦して

ください」という声を国王が聞いてやっているという印象を人々に与えたであろう。また、刑罰としての側面だけでなく、宗教的な側面も有していた公然謝罪が赦しと結びつくことで、王権の靈的性質が高められたことは想像に難くない。⁽¹⁷⁾ こうして、国王が正義の中心に据えられ、神は正義の場から姿を消した。そして、死刑囚に恩赦が与えられるのを目の前で見た人々はこう叫ぶようになるだろう。「国王ばんばん (Vive le Roy) —」

実は、このようなドラマティックな恩赦の裏には巧妙な演出があった。一六三三年一月一四日の事例からこのことをはつきりと見て取ることができる。この日、政治犯として囚われていたジャール騎士の死刑が執行される直前に、恩赦状を手にした見張り兵 (sauts) が刑場に集まった人々をかき分けて、処刑を止めた。しかし、この兵士たちは、書状を手を急いで刑場にやって来たのではなく、初めからその場において、クライマックスを待ち続けた。大法官セギエから、最後の瞬間に処刑を制止するようにと事前に命令がなされていたのである。⁽¹⁸⁾ おそらく、この劇的な演出は、厳しい処罰と恩赦という正義の二面性を人々の前に一度に提示するという点で、王権の強化を促したのである。⁽¹⁹⁾

恩赦が与えられた事例があれば、与えられなかった事例もあるわけで、赦されなかった者の家族や友人は不満を募らせ、国王を恨んでしまうこともあり得ない話ではない。また、直接死刑囚と知り合っているわけではないが、目の前で人が痛めつけられ、苦しみの声を上げるのを見て哀れに思い、国王の残酷さに眉をひそめた者もいただろう。⁽²⁰⁾ こうした、国王に反感をもつ者を生み出さないために、厳かな儀礼を用いて刑罰の執行に権威が与えられた。それに加えて、国王を人々の怒りから守るためにはもうひとつ重要なことがある。死刑を執行するのは、国王ではなく、死刑執行人とその助手だということである。執行人は、本来であれば国王が行うべき、死刑囚の命を奪うという行為を、処刑台という舞台の上で国王の代わりに演じている。その演劇は、壁も幕もない舞台で執り行われることに

より、それを囲む観客をも登場人物として取り込んでいる⁽²³⁾。そして、緊張した空気をつんざくような受刑者のうめき声は、それを聞くすべての者にその身体をイメージさせ、彼らをも処刑の空間の中に引きずり込むのである。したがって、ここで重要なのは、死刑囚がどのだれかということではなく、死刑が行われているということである。ジャンやカトリヌといった個人的な名前を失ったひとりの「死刑囚」は、これまでに処刑された幾人もの死刑囚のイメージと重なりあつてひとつになり、次の死刑囚が処刑される時にもう一度姿を現す。言い換えれば、人々は、今処刑される死刑囚の苦しみの声をきっかけに、それ以前のすべての処刑を思い出すのである。

こうして、死刑執行人は、その命令を下す国王に代わって、観衆の怒りをすべて一手に引き受けることとなった。そして、刑罰が過酷であればあるほど、人々の恐れや嫌悪も増していった。一方、国王は、神のように、目に見えないところからこの空間を司るだけであつた。国王はあくまで「正義の源」であつて、その手を汚すことなどない。悪いのは執行人で、国王は、人々を死から救い出す正義の味方である⁽²⁴⁾。それゆえに、国王が処刑場に姿を現すのは、処刑が中断される時だけなのである。ただ、繰り返しになるが、死刑はあくまで国王の名において与えられているわけで、執行人は国王が直接的に担ってはならない役割を、国王に代わって受けもつという点において国王と一体である。つまり、執行人は国王の対極として汚辱を引き受け、そのことを通じて国王の栄光に資するのである⁽²⁵⁾。

今や、「神の正義」は「王の正義」にその座を奪われた。王権をこの高みにまで持ち上げたものが何であつたかを一言でまとめることは困難であるが、厳しい刑事手続きと表裏一体となった恩赦が重要な役割を担っていたことは確かである。当時、犯罪はその被害者だけでなく、国王にたいする攻撃でもあると考えられていたため、それを厳しく罰することは、王国を揺るがせる反逆者にたいする国王の勝利を意味した。そして、一度屈服させられた罪人に与えられる赦しは、さながらローマの *clementia* であつた。これは、とくに、カエサルが、それまでは徹底的

に弾圧されることがお決まりであった政敵を赦したことを起源としている。ただ、この言葉は、単に赦しを与えるだけでなく、「従う者は赦し、傲慢な者をくじく」という意味を含んでおり、⁽²⁸⁾ここで与えられる赦しはカエサルのお秩序の下に完全に組み込まれることを条件としていた。つまり、国王を攻撃した者への恩赦は、一見逆説的であるが、犯人により揺るがされた王権を立て直し、犯人にたいする王権の優位を構築するのである。⁽²⁹⁾おそらく、一六七〇年刑事王令第一六章第四条が、国王弑逆を恩赦の対象から明示的に除外しなかったことは、このこととかかわりがある。犯人と国王との上下関係の成立をはっきりと示すのが、反乱後の罪刑消滅である。王権は、反乱を平定すると、つい先ほどまで自らに向けられていた刃のことを忘れてやろうとするかのように、恩赦を与えた。国王の慈悲は、屈服したかつての反乱分子たちの命を救ったが、「傲慢な者」は、見せしめとしてそこから除外されたのである。⁽³⁰⁾

このように、恩赦は王権の勝利のセレモニーとしての意味ももつ。恩赦は、聖別戴冠式などの喜ばしいセレモニーの際にも行われていたが、これにより喜びを共有することで国王と臣民が一体となり、王権の安定と王国の発展に資することができるだろう。が、それよりも重要であったのは、元来宗教的行為であった「赦し」を、荘厳な儀式を伴って行うことで、聖なる空間を形成し、国王の神性をさらに高めることであつたであろう。次は、儀礼と恩赦の関係を検討する。

注

(1) voir Foucault, Michel, *Surveiller et punir: Naissance de la prison*, Paris, 1975. ミシェル・フーコー『監獄の誕生—監視と処罰—』

田村俣訳、新潮社、一九七七年。

- (2) 絞首刑は平民にたいし一般的に用いられていた死刑の執行方法であり、貴族には特権として斬首刑が用いられていた。
- (3) Bastien, Pascal, *L'Exécution publique à Paris au XVIII^e siècle: une histoire des rituels judiciaires*, Seyssel, 2006, pp. 209-210. 本稿における「司法の奇跡」の考察はバステイアンに多くを負っていることきずめお断りしておく。
- (4) Chartier, Roger, La pendue miraculeusement sauvée. Étude d'un occasionnel, dans *Les usages de l'imprimé*, sous la direction de Roger Chartier, Paris, 1987.
- (5) たとえば、バボンや彼と同時期の法学者ライクオがこの現象に言及している。Bastien, *op. cit.*, pp. 209-210, note 3.
- (6) 以下に挙げる事例は、*Journal d'un bourgeois de Paris sous le règne de François premier (1515-1536)*, publié pour la Société de l'histoire de France d'après un manuscrit inédit de la Bibliothèque impériale par Ludovic Lalanne, Paris, 1854; réimpression, New York, 1965, pp. 372-374; Bastien, *op. cit.*, pp. 210-211.
- (7) Chartier, art. cit.; Milanesi, Claudio, La réanimation d'un condamné à Montpellier en 1745, dans *L'exécution capitale: une mort donnée en spectacle XVII^e-XIX^e siècle*, sous la direction de Régis Bertrand et Anne Carol, Aix-en-Provence, 2003, pp. 35-37.
- (8) *Discours miraculeux et véritable advenu nouvellement, en la personne d'une fille nommée Anne Belhumer, servante en l'Hostellerie du Pot d'Estain, en la Ville de Mont-fort entre Nantes et Rennes en Bretagne, laquelle a esté pendu III jours & 3. nuits sans mourir. Avec Confession de plusieurs diuidi Mont-fort, comme l'on pourra voir par ce présent discours*, Douai, 1589, p. 7, cité dans Chartier, art. cit., p. 89.
- (9) Bastien, *op. cit.*, pp. 211-212.
- (10) Bastien, Pascal, Erreurs et miracles judiciaires dans la France d'Ancien Régime (XVI^e-XVIII^e siècle), dans *L'erreur judiciaire: de Jeanne d'Arc à Roland Agret*, sous la direction de Benoît Garnot, Paris, 2004, p. 91.

- (11) Foucault, Michel, *La volonté de savoir*, Paris, 1979, p. 178. 『ミシェル・フーコー「知への意志」渡辺守章訳、新潮社、一九八六年、一七〇二ページ。
- (12) Bastien, *op. cit.*, pp. 216-217. Delarue, Jacques, *Le métier de bourreau du Moyen-Âge à aujourd'hui*, Paris, 1979, pp. 68-69.
- (13) Bastien, *op. cit.*, p. 217.
- (14) *Ibid.*, pp. 217-218.
- (15) *Ibid.*, p. 212.
- (16) Gauvard, Claude, L'honneur du roi. Peines et rituels judiciaires au Parlement de Paris à la fin du Moyen Âge, dans *Les rites de la justice. Gestes et rituels judiciaires au Moyen Âge occidental*, sous la direction de Claude Gauvard et Robert Jacob, Paris, 1996, p. 109.
- (17) *Ibid.*, p. 108.
- (18) 一七三二年一〇月の事例。AN X2b 1334, cité dans Bastien, *op. cit.*, p. 221. その後、解放された受刑者は国王に札状を書き送る。
フランス ANAD III, 5(179), cité dans Bastien, *op. cit.*, p. 222.
- (19) Fernandez-Jacôte, Hélène, *Les procès du cardinal de Richelieu: droit, grâce et politique sous Louis le Juste*, Seyssel, 2010, p. 85.
- (20) voir Garnot, Benoît, *Histoire de la justice, France, XVIIe-XIXe siècle*, Paris, 2009, p. 437.
- (21) Bèe, Michel, Le spectacle de l'exécution dans la France d'Ancien Régime, *Annales: économies, sociétés, civilisations*, v. 38, 1983, p. 856.
- (22) アンリ三世以前は、国王は処刑に立会い、それが国王裁判権の発現であることを示していた。しかし、アンリ四世は処刑に出席しなかった。むしろ、一七世紀末には、国王が処刑に出席しないよう求める意見が登壇する。Bastien, *op. cit.*, pp. 214-216.
- (23) voir Apostolides, Jean-Marie, *Le Prince sacrifié. Théâtre et politique au temps de Louis XIV*, Paris, 1985, pp. 39, 41-42. 『 = W.』

ポストリデス『犠牲に供された君主―ルイ十四世治下の演劇と政治』矢橋透訳、平凡社、一九九七年、五一、五四ページ参照。
 アポストリデスは演劇の登場人物と貴族の装束が類似していたために、貴族が演劇に容易に同化することができたと述べるが、これを参考に考えると、たとえ貴族であってもその豪華な装束を脱がされ、粗末な車に乗せられた死刑囚の姿は、この人を主役とする処刑に貧しい民衆が同化することを容易にしたと言えることができる。また、松永寛明『刑罰と観衆―近代日本の刑事司法と犯罪報道』昭和堂、二〇〇八年も参照されたい。

(24) 蓮實重彦『ゴダールマネーフューコー思考と感性とをめぐる断片的な考察』NTT出版、二〇〇八年、一六四―一六六ページ参照。

(25) モンテスキューは「君公の面前から退出するとき、人は必ず満足した状態にあるべき」なのであるとして、国王の恩赦権を根拠に王が裁判を行うことを否定する議論を行っているが、この言葉からも、国王は死刑を与える側ではなく、あくまで赦しを与える側でなければならないことが見て取れる。*(Ouvrages complètes de Montesquieu, t. 1, Paris, 1758; réimpression, publiées sous la direction de M. André Masson, Paris, 1950, p. 105. モンテスキュー『法の精神(上)』野田良之ほか訳、岩波文庫、二〇〇八年、一六八ページ。)*

(26) Bastien, *op. cit.*, pp. 220, 223. バスティアンは、ギヨの『法律学辞典』(一七七八年)を引用しているが、これに加筆・修正を加えて一九世紀に出版されたメルランの『法律学辞典』には、当該引用箇所は書かれていない。voir Guyot, Joseph-Nicolas, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence civile, criminelle, canonique et bénéficiale*, t. 24, Paris, 1778, p. 68; Merlin, Philippe Antoine, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence, ouvrage de plusieurs juriscconsultes, réduit aux objets dont la connaissance peut encore être utile, et augmenté [l'o] des changements apportés aux lois anciennes par les lois nouvelles, tant avant que depuis l'année 1814; [2] de dissertations, de plaidoyers et de réquisitoires sur les unes et les autres*, t. 6, Paris, 1827-1828, p. 354.

- (27) voir Apostolidès, *op. cit.*, p. 48. アポストリデス前掲訳書、六一・六三ページ参照。
- (28) 引用部分の原文は *parcere subjectis et debellare superbos* である。vide Arendt, Hannah, *On Revolution*, London, 1990, p. 210. ハンナ・アレント『革命について』志水速雄訳、合同出版、一九六八年、二七〇ページを参照。
- (29) Fernandez-Lacôte, *op. cit.*, pp. 85-86. Whiman, James Q., *Harsh justice: criminal punishment and the widening divide between America and Europe*, New York, 2005, pp. 12, 143-144. ジェイムズ・Q・ウィットマン『過酷な司法―比較史で読み解くアメリカの厳罰化―』伊藤茂訳、雄松堂出版、二〇〇七年、一五、二〇六ページ。
- (30) たとえば、一六五二年に、ルイ一四世のリ・ド・ジュステイスにより、フロンドの乱の参加者に赦しを与える勅令が登録されている。Isambert et al., *op. cit.*, t. 17, pp. 295-299. また、フロンドの乱が鎮圧された直後の一六五三年八月にも大赦がなされたが、ここでは、ビエール・ド・ヴィラールという人物が名指ししてその対象から外されている。彼はボルドーの反乱分子（櫛の木同盟）の指導者のひとりで、フロンドの乱の間から、王権側に貴族としての地位を否定されていた。ヴィラールは、大赦の対象から外された後コンテイ親王の援助と庇護を得て身を保っていたが、一六五九年三月に恩赦を与えられた。Blanguie, Christophe, Pierre de Villars: An Ormist after the Fronde, *French History*, v. 20, n. 1, 2006. 一六七五年のブルターニュ地方でのいわゆる「印紙税一揆」でも、首謀者がひとり処罰された後の一六七六年二月五日に大赦が出されたが、一六四名が凶悪犯としてそこから除外されている。二宮宏之「印紙税一揆」覚え書」(二宮宏之『フランスアンシアン・レジーム論―社会的結合・権力秩序・叛乱―』岩波書店、二〇〇七年、所収)、三四八ページ。

(本稿は、平成二二年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の助成を受けた研究の一部である。)